

告示

埼玉県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 十五万二千五百三十七平方メートル

（変更後） 十五万八千五百三十七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 八一三五台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 八三六八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 六七一台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 六六一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 総面積 二九九九・四平方メートル

（変更前） 位置 図面省略 総面積 三〇六九・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 総容量 一二六六・七立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 総容量 一二八一・七立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二十五か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二十四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和六年二月十三日

ニ 届出年月日

令和五年六月十二日

二 縦覧期間

令和五年六月二十三日から令和五年十月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月二十三日から令和五年十月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課